

鳴尾浜連絡会会則

1. 目的

鳴尾浜産業団地に立地するすべての企業が一体となって団地内の良好な環境の保全と地域社会との融和につとめ、会員相互扶助の精神にもとづき、共通する諸問題を解決し、近代的で、健全な団地の発展と会員相互の福祉の増進と併せて沿道住民の交通安全に対処することを目的とする。

2. 事業

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 連絡会の管理運営に関すること。
- (2) 環境保全に関すること
- (3) 周辺住民団体との融和と協議に関すること。
- (4) 団地内従業員の福利厚生に関すること
- (5) 交通安全、防犯、防火、防災に関すること。
- (6) その他連絡会が必要とする事項。

3. 会員

会員は団地に立地するすべての企業とする。

4. 役員

連絡会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

理事 16名(会長及び副会長を含み 16名以内とする。)

監事 2名

5. 理事及び監事の選任

理事及び監事は会員の中から総会の決議により選任する。

6. 会長及び副会長の選任

会長及び副会長は理事の中から互選により選任する。

7. 理事及び監事の兼任禁止

理事及び監事は兼任してはならない。

8. 役員の職務

- (1) 会長は連絡会を代表し、連絡会の業務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、連絡会の業務の執行にあたる。
- (4) 監事は会計を監査する。

9. 役員の辞任

役員がその職務を辞任しようとする場合は理事会の承認を得なければならない。

10. 顧問

- (1) 連絡会に顧問をおくことができる。
- (2) 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。